

# サステナブルファイナンス 2026年の注目点

金融調査部 主席研究員 太田 珠美  
主任研究員 依田 宏樹  
研究員 中 淑  
研究員 藤野 大輝

## [要約]

- サステナブルファイナンス関連の2026年の注目点を紹介する。
- 本稿で取り上げたのは、①「企業内容等の開示に関する内閣府令」等の改正、②サステナビリティ基準委員会（SSBJ）基準の改正、③コーポレートガバナンス・コードの改訂、④欧州炭素国境調整措置（CBAM）の本格適用、⑤排出量取引制度（GX-ETS）の本格稼働、⑥生物多様性条約第17回締約国会議（COP17）の開催、⑦改正女性活躍推進法の一部内容の施行による情報開示義務の拡大、⑧「ビジネスと人権」に関する改定版国別行動計画の開始、の8項目である。

## サステナブルファイナンスをめぐる 2026 年の注目点を整理

サステナブルファイナンス関連の 2026 年の注目点を紹介する。本稿で取り上げたのは、①「企業内容等の開示に関する内閣府令」等の改正、②サステナビリティ基準委員会（SSBJ）基準の改正、③コーポレートガバナンス・コードの改訂、④欧州炭素国境調整措置（CBAM）の本格適用、⑤排出量取引制度（GX-ETS）の本格稼働、⑥生物多様性条約第 17 回締約国会議（COP17）の開催、⑦改正女性活躍推進法の一部内容の施行による情報開示義務の拡大、⑧「ビジネスと人権」に関する改定版国別行動計画の開始、の 8 項目である。以下、各項目の概要について述べる。

### 1. 「企業内容等の開示に関する内閣府令」等の改正

2025 年 11 月 26 日、金融庁が「企業内容等の開示に関する内閣府令」等の改正（案）（以下、開示府令等改正案）を公表した<sup>1</sup>。これにより、東京証券取引所プライム市場上場会社であり、平均時価総額が 1 兆円以上の企業は、有価証券報告書等の「サステナビリティに関する考え方及び取組」の記載にあたって、サステナビリティ基準委員会（SSBJ）のサステナビリティ開示基準（SSBJ 基準）に従うこととされた。なお、これに該当しない企業でも、任意で SSBJ 基準に従うことができる。

SSBJ 基準を適用する企業については、SSBJ 基準に準拠している旨、SSBJ 基準の適用が強制適用か任意適用かの別を開示しなければならない。加えて、SSBJ 基準に従ったサステナビリティ情報を半期報告書の提出期限までに訂正報告書に記載して提出する「二段階開示」を利用している場合や SSBJ 基準の経過措置を適用する場合には、その旨などを記載することも求められる。

また、将来に関する情報、見積り情報、提出会社の統制の及ばない第三者から取得した情報を記載する場合、将来情報等が含まれる旨や前提とされた事実、仮定、推論過程などを開示することが求められる。さらに、有価証券報告書のセーフハーバー・ルールの適用範囲が拡大される。温室効果ガス（GHG）排出量のスコープ 3 に関する定量情報が事後的に誤りであった、もしくは確定値が判明したときに、虚偽記載等の責任を負うものではないと新たに整理された。

SSBJ 基準の適用の有無にかかわらず、人的資本（人材の多様性を含む）の記載について、現行では戦略、指標及び目標に関する記載が求められているところ、開示府令等改正案ではガバナンス、リスク管理についても記載が求められる。

開示府令等改正案では、「サステナビリティに関する考え方及び取組」の他にも人的資本に関する開示を新たに求めている。「人材戦略に関する基本方針等」として、企業戦略と関連付けた人材戦略、従業員の給与等の額及び内容の決定に関する方針の開示が求められる。また、

<sup>1</sup> 開示府令等改正案について、詳しくは藤野大輝「開示府令の改正案が公表（2026 年から一部適用）」（2025 年 12 月 10 日、大和総研レポート）を参照。

現行も従業員に関する基本的な情報の記載が求められる「従業員の状況」では、新たに平均年間給与の対前事業年度増減率を記載しなければならない。

これらの改正のうち、サステナビリティ情報については 2027 年 3 月 31 日以後に終了する事業年度に係る有価証券報告書等から順に適用される。「人材戦略に関する基本方針等」、「従業員の状況」については、2026 年 3 月 31 日以後に終了する事業年度に係る有価証券報告書等から適用される。

なお、2025 年 12 月 26 日に公表された金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告では、セーフハーバー・ルールについて、非財務情報のうちの将来情報、見積り情報、統制の及ばない第三者から取得した情報の合理性が確保されていると認められる場合には、虚偽記載等の責任を負わないとする方向性が示された。こちらについても 2026 年中の改正が見込まれる。

## 2. サステナビリティ基準委員会（SSBJ）基準の改正

2025 年 12 月 11 日、国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）は「気候関連開示（IFRS S2）」を改正した。改正された IFRS S2 は 2027 年 1 月 1 日以後に開始する年次報告期間より適用される（早期適用可）。

本改正ではまず、GHG 排出量の Scope3（カテゴリ 15：投資）に該当するものを開示するにあたって、ファイナンスド・エミッション（企業が行う融資及び投資に関連して、投資先又は相手方の GHG の総排出のうち、当該融資及び投資に帰属する部分）に限定し、デリバティブ等に関連する GHG 排出量を除外することができるようになった。また、ファイナンスド・エミッションに関する情報を業種別に開示する上で、世界産業分類基準（GICS）以外の基準を利用することができるようになる。さらに、当局や上場取引所から、企業の全部または一部において GHG 排出量の測定に GHG プロトコル以外の方法を使用するよう求められている場合、当該方法を利用することが認められる。最後に、GHG 排出量の開示にあたって、当局や上場取引所から、各種 GHG を CO<sub>2</sub> 換算する係数について「気候変動に関する政府間パネル」（IPCC）の評価における 100 年の時間軸に基づく地球温暖化係数以外の係数を使用するよう求められている場合は、その係数値を使用することができるようになる。なお、IFRS S2 の改正に伴い、SASB スタンダードのファイナンスド・エミッションに関する指標について、整合性をとるための修正も行われている。

この IFRS S2 の改正を受け、2025 年 12 月 15 日、SSBJ が SSBJ 基準の改正案を公表した（2026 年 1 月 28 日まで意見募集）。2025 年 3 月に SSBJ 基準が公表されてから、初めての改正となる。SSBJ 基準の改正案の内容は IFRS S2 の改正に係る修正を全て取り込んでおり、かつ追加的な定めは設けていない。また、SASB スタンダードの修正に合わせて、SSBJ 基準で参照している SASB スタンダードを最新のものに更新している。

SSBJ 基準の改正案は 2027 年 1 月 1 日以後開始する年次報告期間からの適用とされている（早期適用可）。開示府令等改正案では、有価証券報告書等への SSBJ 基準の適用は 2027 年 3 月 31 日以後に終了する事業年度からとされており、3 月決算会社の場合、初年度は改正前の SSBJ 基準を適用することとなる。

### 3. コーポレートガバナンス・コードの改訂

金融庁と東京証券取引所は 2025 年 10 月に「コーポレートガバナンス・コードの改訂に関する有識者会議」（以下、有識者会議）を立ち上げた。同年 6 月に金融庁が公表した「コーポレートガバナンス改革の実質化に向けたアクション・プログラム 2025」において、コーポレートガバナンス・コードの見直しを行う旨が示されたことを受けたものである。

2025 年 10 月に開催された有識者会議では「アクション・プログラム 2025 が示唆する検討の方向性」が示され、全体としてコードのスリム化/シンプル化を目指すことが提案された。補充原則を中心に再整理を行うことや、複数箇所に記載されている同一のテーマの事項（サステナビリティ課題への対応などが含まれる）を統合することが提案されている。

加えて、個別の論点として①「多様な投資機会があることを認識することの重要性、現状の資源配分が適切かを不斷に検証しているか、例えば現預金を投資等に有効活用できているかの検証・説明責任の明確化」、②「有価証券報告書の定時総会前の開示」、③「取締役会事務局の機能強化」、の 3 点が示された。これらの論点を中心とする議論を経て、2026 年 6 月頃にコーポレートガバナンス・コードが改訂されることが見込まれる<sup>2</sup>。

### 4. 欧州炭素国境調整措置（CBAM）の本格適用

2026 年 1 月 1 日より、欧州連合（EU）の炭素国境調整措置（Carbon Border Adjustment Mechanism : CBAM<sup>3</sup>）の本格適用が始まった。CBAM は、EU 域外からの輸入品に対して、生産時の GHG 排出量（体化排出量）に応じた炭素コストを課す制度である。導入の狙いは、気候政策の実効性を確保するとともに、EU 内外で公平な競争条件を整えることである。すなわち、域内外での炭素コストの差によって生産が規制の緩い国へ移転するカーボンリーケージを回避し、EU ETS（排出量取引制度）と整合した炭素コストを輸入品にも適用することで、域内産業の競争条件を確保するものである。

対象品目は当面、鉄鋼、アルミニウム、セメント、肥料、電力、水素といった排出量の大きい製品に限定されている。これらを EU に輸出する域外企業は、EU 側の輸入者が申告に用いる体化排出量を正確に示す必要がある。2026 年からは算定された体化排出量に応じて EU 側の輸

<sup>2</sup> 改訂の時期に関しては明示されていないが、コーポレートガバナンス・コードが策定されたのが 2015 年 6 月、その後の改訂も 2018 年 6 月、2021 年 6 月であったことから、2026 年 6 月と予想される。

<sup>3</sup> European Commission “[Carbon Border Adjustment Mechanism](#)”（最終閲覧日：2025 年 12 月 23 日）

入者が CBAM 証書による炭素コスト調整の対象となる。排出量が過大に算定されれば EU 側の負担が増えるため、輸出企業にとっては原材料使用量や燃料消費量などの基礎データを正確に把握する体制整備が重要となる。

また、2025 年 10 月に発効した簡素化措置<sup>4</sup>により、対象商品を年間合計 50 トン未満しか輸入しない事業者は CBAM の対象外（電力・水素は除く）となり、2026 年以降の事務負担は一定程度軽減される。一方、2023～2025 年の移行期間の四半期報告に代わり、2026 年からは年次報告が義務化され（期限は翌年 9 月 30 日）、2026 年の輸入分を対象とする CBAM 証書の購入が 2027 年 2 月から始まる。域外企業（輸出企業）には①排出量データの整備、②EU 側との情報共有、③炭素コストが取引条件に及ぼす影響の把握、の 3 点の対応が重要となる。

## 5. 排出量取引制度（GX-ETS）の本格稼働

日本政府は、経済成長と脱炭素の同時実現を目指す GX（グリーントランスフォーメーション）政策を推進し、その中核に「成長志向型カーボンプライシング構想」を据えている。同構想は、排出量取引制度（GX-ETS）などを通じたカーボンプライシング（炭素排出に価格を付け、企業などに合理的な排出削減を促す手法）による規制と、脱炭素成長型経済構造移行債（GX 経済移行債）による先行投資支援を一体で設計し、150 兆円超の官民 GX 投資の実現を見込む枠組みである。

GX-ETS は、2023～2025 年度（第 1 フェーズ）の自主的取組みを経て、改正 GX 推進法（2025 年 5 月成立）に基づき、2026 年度（第 2 フェーズ）から法的義務を伴うキャップ＆トレード型の制度として本格稼働する。義務化の対象は、CO<sub>2</sub> の直接排出量が前年度までの 3 カ年度平均で 10 万トン以上の事業者である。制度では、事業者全体の排出量に上限（キャップ）を設定し、政府が事業者ごとに無償で排出枠を割当てる。事業者は実際の排出量と同量の排出枠を償却する必要があり、割当量を上回る場合には、不足分を市場で調達するなどの対応が求められる。排出枠を確保できず未償却が生じた場合には、制度上設定される上限価格の 1.1 倍の負担金が課される仕組みであり、市場メカニズムに基づく取引と、価格安定化措置（上下限価格の設定）を組み合わせた設計となっている。

法的枠組みの整備に続き、経済産業省は 2025 年 12 月、制度詳細に関する案及び意見を示した<sup>5</sup>。具体的には、排出枠の割当ルール、GX-ETS におけるクレジットの扱い（J-クレジット・JCM クレジットの活用上限等）、移行計画に求められる記載事項、上下限価格の水準案等が含まれる。

<sup>4</sup> European Commission “[Officially published: Simplifications for the Carbon Border Adjustment Mechanism \(CBAM\)](#)” (20 October 2025)

<sup>5</sup> 経済産業省「脱炭素成長型投資事業者排出枠の割当についての実施に関する指針に関する意見」、「令和 8 年度の参考上限取引価格及び調整基準取引価格に関する意見」（[第 7 回 産業構造審議会 イノベーション・環境分科会 排出量取引制度小委員会とりまとめ](#)）（2025 年 12 月 19 日）、「排出量取引制度における上下限価格の水準（案）」（[第 7 回 産業構造審議会 イノベーション・環境分科会 排出量取引制度小委員会 資料 3](#)）（2025 年 12 月 19 日）

れる。

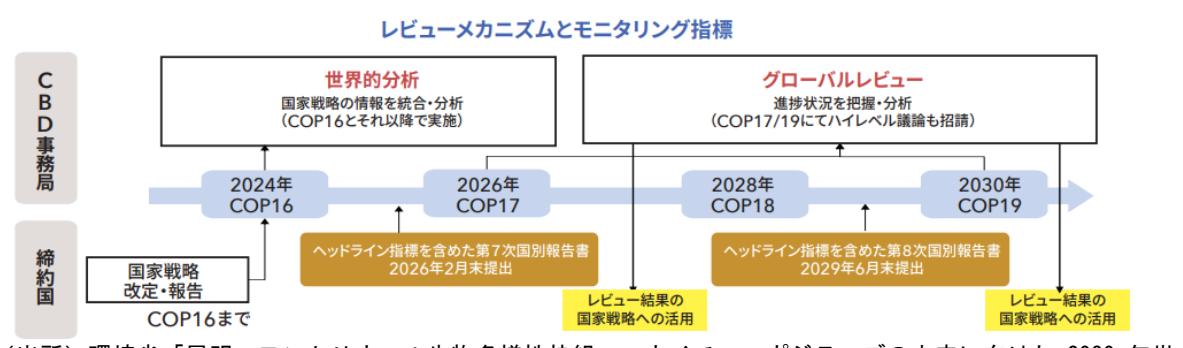
2026 年度は排出量の算定・検証・報告などが中心となり、排出枠の取引は 2027 年度秋頃の市場開設後に開始される予定である。この取引市場は GX 推進機構が設置・運営し、その運営ルールが 2026 年度の検討事項として挙げられている。

## 6. 生物多様性条約第 17 回締約国会議 (COP17)

2026 年 10 月 19 日から 10 月 30 日にかけ、アルメニアのエレバンにおいて生物多様性条約第 17 回締約国会議 (COP17) が開催される。COP17 の注目点は、昆明・モントリオール生物多様性枠組 (以下、生物多様性枠組) の進捗状況をまとめたグローバルレビューが初めて行われることであろう。

グローバルレビューの基になるのは、各締約国が自国の実施状況を取りまとめた国別報告書である。国別報告書は 2026 年 2 月末までに各締約国が締約国会議に提出する (日本は 2025 年 11 月に「生物多様性条約第 7 回国別報告書 (案)」を公表している)。各国の報告書を基に、世界全体の進捗状況の把握・分析が行われる。

**図表 1 昆明・モントリオール生物多様性枠組の進捗をモニタリング・評価する仕組み**



なお、COP17 に向けて注目したいのが、ISSB の動向である。COP17 そのもので議論される内容ではないが、ISSB は自然関連リスク・機会に関する追加的な開示基準の策定について検討を進めており、公開草案の公表が COP17 に向けて行われる見込みである。

## 7. 改正女性活躍推進法の一部内容の施行による情報開示義務の拡大

2025 年 6 月、「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律」が公布、労働施策総合推進法、男女雇用機会均等法、女性活躍推進法の一部が改正された。これを受け、女性の労働をめぐる企業の情報開示が、その義務化の対象・項目ともに拡大することになる。

2026年4月1日には、女性活躍推進法に基づく男女間賃金格差と女性管理職比率の情報開示が、常時雇用する労働者数が101人以上の企業等に義務づけられる。改正後は、常時雇用する労働者数が301人以上の企業には、男女間賃金格差と女性管理職比率が必須、加えて2項目以上を開示することが義務づけられる。101人以上の企業には、男女間賃金格差と女性管理職比率に加え、1項目以上の開示が義務化される。

今回の法改正は、情報開示の拡大のみならず、カスタマーハラスメントとセクシュアルハラスメントを中心としたハラスメント対策の強化や、治療と就業の両立支援の推進を盛り込んだものである。女性活躍推進法の有効期限の延長など、一部の改正内容については公布日に施行された。これらにより、女性労働者をはじめとする多様な労働者にとって有益な就業環境のさらなる整備が期待される。

## 8. 「ビジネスと人権」に関する改定版国別行動計画の開始

2011年、国連人権理事会において全会一致で採択された国際連合の「ビジネスと人権に関する指導原則（以下、UNGPs）」は、人権尊重に向けた企業の取組みにおいて世界的に最も影響力のある指針である。「『ビジネスと人権』に関する行動計画」（NAP）は、UNGPsが各国に策定を推奨するものである。これは、「企業による人権への負の影響を防止するために国家が策定する政策戦略」で、「UNGPsに準拠し、常に展開するもの」と定義される<sup>6</sup>。日本のNAPは2020年に策定されており、2025年は、NAPの改定に向けた議論が進められた。同年10月にはその改定版の原案が公示、パブリックコメントが実施された。

このような経緯を経て同年12月24日、「『ビジネスと人権』に関する行動計画（改定版）」（以下、改定版NAP）が公表された。改定版NAPでは、優先分野として「人権デュー・ディリジエンス及びサプライチェーン」や「企業の情報開示」、「救済へのアクセス」等の8分野が掲げられた。うち、「テーマ別人権課題」には「AI・テクノロジーと人権」、「環境と人権」が挙げられた。改定版NAPは、2026年度から開始される。

<sup>6</sup> UN Working Group on Business and Human Rights (2016) “Guidance on National Action Plans on Business and Human Rights”を参照。日本語訳は大和総研による。